

## 生野区指定校変更希望書

令和 年 月 日

大阪市生野区長様

保護者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり指定校変更を希望します。なお、指定校変更を受けた場合、通学に関する一切の責任は保護者が負います。

児童・生徒の氏名		男 女	年 月 日	生	第	学年
児童・生徒の住所	大阪市生野区					
指定校	立		学校	・	義務教育学校生野未来学園	
就学希望学校	大阪市立		学校	・	義務教育学校生野未来学園	

理由(該当する番号を○で囲んでください。

- 1 通学の距離による指定校変更(小学校及び義務教育学校の前期課程のみ)【15-1-1】  
 特別支援学級を希望します
- 2 指定校に無い部活動による指定校変更(中学校及び義務教育学校の後期課程のみ)【15-1-2】  
 特別支援学級を希望します

2に○をされた方は次の項目についてもご記入をお願いします。

希望する部活動名

(本希望書を提出する前にできるだけ希望する部活動を見学してください。)

これまでの活動履歴

当該部活動への入部を強く希望する理由

---

---

---

---

---

※変更許可後は、転居するなどの理由がない限り、学校を変更することができません。

※受入可能人数を超えて希望があった場合、抽選となります。抽選の実施にあたっては別途通知します。

## ※区役所職員確認欄

次の事項を保護者が確認したうえで、確認した項目にチェックしてください。

- 受入可能人数があるので、希望されたからと言って必ず就学できるわけではありません。
- 指定校変更が許可された場合は、転居等の理由がない限り学校を変わることはできません。
- 通学に関する一切の責任は、保護者が負うことになります。
- 自転車での通学はできません。

### 【特別支援学級希望者】

- 変更を希望する学校へは相談していますか。  
※まだの場合は、至急希望校へ相談してください。

### 【小学校、義務教育学校】

- 指定校変更の許可後、就学するまでに転居等された場合、許可された学校に就学できない場合があります。
- 中学校進学の際には、本来の通学区域校である小学校と同一区域の中学校に進学することになります。(義務教育学校は除く)
- 指定校変更で通学された小学校と同一区域の中学校に進学を希望することはできますが、受入可能人数があるので必ず進学できるわけではありません。  
(義務教育学校は除く)